

富田林市教育委員会規程第 号

富田林市立幼稚園教員採用規程の一部を改正する規程

富田林市立幼稚園教員採用規程（昭和 51 年富田林市教育委員会規程第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「満 28 歳未満」を「満 45 歳以下」に改める。

第 4 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

（1） 第一次試験 一般教養

（2） 第二次試験

ア 教職教養

イ 専門教養

ウ 音楽実技

エ 口述試験

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の富田林市立幼稚園教員採用規程第 2 条の規定は、令和 2 年 9 月 8 日から、その他の規定は、令和 7 年 7 月 22 日から適用する。

富田林市立幼稚園教員採用規程（昭和 5 1 年富田林市教育委員会規程第 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第 2 条 教員は、満 2 0 歳以上<u>満 2 8 歳未満</u>のもので、次の規定に合格したものでなければならない。ただし、臨時的に任用されるものは、この限りでない。 第 4 条 教員の採用資格試験は、次の方法により行う。ただし、必要ある場合は、これを変更することができる。 <u>（１） 第一次試験</u> <u>ア 一般教養</u> <u>イ 教職教養</u> <u>ウ 専門教養</u> <u>（２） 第二次試験</u> <u>ア 体育、音楽実技</u> <u>イ 口述試験</u> （３） （略）	第 2 条 教員は、満 2 0 歳以上<u>満 4 5 歳以下</u>のもので、次の規定に合格したものでなければならない。ただし、臨時的に任用されるものは、この限りでない。 第 4 条 教員の採用資格試験は、次の方法により行う。ただし、必要ある場合は、これを変更することができる。 <u>（１） 第一次試験 一般教養</u> <u>（２） 第二次試験</u> <u>ア 教職教養</u> <u>イ 専門教養</u> <u>ウ 音楽実技</u> <u>エ 口述試験</u> （３） （略）